

JAB N410-2008「認定シボル使用規則」改定案に対するコメント及びJAB事務局対応

| コメント提出者 (敬称略) | 条項 No. | 行 No. | コメン ト区分 | コメント内容 | 提案 | JAB事務局対応 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用) |
|------------------------|-----------|-------|------------|---|----|---|
| (株)G&U 技術研究 センター 平山 | | | Q | 認定シボルを名刺及び会社 案内に使用しており、在庫 を抱えている状況で、認定 シボルの変更については、 それらの在庫が無くなっ た時期でいいですか。 | | 試験所・校正機関、臨床検査室及び検査機関に ついては、旧版の認定シボルも今後4年間(2012 年3月末まで)使用することができる(確定版の N410 附則 1.3 参照)こととしており、名刺及び 会社案内に使用している場合もこの期限内なら使 用できますが4年間経過後は使用できません。 |

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。